

科学の声を「聞く力」は

週のはじめに考える

二〇一九年二位、二〇年四位、そして二一年上半期は一位に返り咲き。雑誌専門図書館の大宅壮一文庫で作る、人物記事の索引採録の人名ランキングにおける「秋篠宮眞子」の順位だ。雑誌に登場した頻度を示すランキングで、記事を書いたり、週刊誌の企画を考えたりする人から見た市井の関心度合いを測るバロメーターといえる。過去を見ても皇族が記事化される数は芸能人やスポーツ選手をしりぞ、新聞・雑誌記事を収蔵する専修大の人物データベース(旧講談社人物データベース)でも、歴代皇后の名前が上位に並ぶ。今も昔も、皇室・皇族はメディアの格好の報道対象である。

これが当該者の人権を侵害する可能性や、それによる精神的ダメージは、日本に限らず他国の皇室においても議論されているところである。しかし今回、多少構相が異なるのは、二十六日の結婚会見を前にしても、報道を戒めるかのような宮内庁発表が続いていることだ。しかも、彼女の病名を心的外傷後ストレス障害(P.T.S.D)と公表し、その理由は心無い報道にあるとした。この論でいえば、祝福は良いが批判や詮索は許されないことになる。

これまで行き過ぎた取材が繰り返されたことは事実である。市民とメディアの関係では、一九七〇年代に事件報道で被害者の有罪視が問題になって以降、八〇年代の有名人名のスクandal報道の隆盛が、写真週刊誌やテレビのワイドショーをメディアの中心に押し上げる一方、その行儀の悪さが大きな社会問題になった。そうした中、被取材者のプライバシー侵害は議論されてきたが、それによる精神的ダメージには十分な検討

時代を 読む



専修大学教授 山田 健太

パンドラの箱を閉じる前に

がなされてこなかったのが現実だ。ようやく二〇〇〇年代に入り、犯罪被害者の心理的ストレスが認識され、取材の抑制策が制度上も美態上もとられてきた。

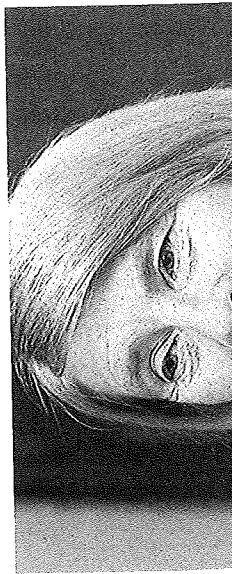
それでも取材者は、その人の内面にまで切り込むのが仕事の中核であるにもかかわらず、事実追及の訓練は受けても、相手方の精神的ケアの職業的訓練は不十分であった。その中で、大坂なおみ選手が心の病を理由として会見を拒否し、今回の病名公表による報道自粛要請がある。体調不良を理由に病院に滞留するのは政治家の常だが、これまでも記者の厳しい追及を受け、多かれ少なかれ本当にストレスを抱えた者もいたに違いない。

近年、表現の自由が原則との考え方の見直しが強くなり主張されている。国家安全保障は常に表現の自由に優先する、プライバシー侵害は絶対許されない…。こうした気が付くと、原則と例外の逆転が起き、例外の一般化が進んでいる様相すらある。しかし、公務に関わる公人の言説に例外を幟々に認めることには慎重さが必要だ。宮内庁が有する皇室関連情報は「歴史的若しくは文化的な資料」として、情報公開制度の対象外とする運用がなされているとされ、市民からみると厚い壁を削ぐ方法はメディアに頼るしかない。一般市民と同じ保護ルールを当てはめるのであれば、より透明性を高める工夫が必要になる。

パンドラの箱を開けてしまった以上戻りはできない。その一番底に「希望」があるとするならば、非難中傷と一刀両断にするのではなく、それぞれが批判を受け止めていくことで、光が見えてくるのではないだろうか。

発言欄の三行コメント「笑ケース」コーナーには毎日、たくさん作品が届きます。東京新聞WebのフォームやFacebook、郵便で受け付けていますが、ざっと数えてみたら、9月の1カ月間で1800点近くありました。一般の投稿同様、昨年来、コロナ関連や政局のテーマが多くを占めます。語順が違うだ

数十年ぶりに「ト」したのは著者の「ト」家、トベ・ヤンソン(四一二〇〇一年)の「ト」映画「トベ」を「ト」芸術一家に生まれ「ト」が、作品を見下す父「ト」や、社会で認められな「ト」その不実に戻り「ト」一つにけりをつけて「ト」に踏み出す姿を映画「ト」本では子ども向けと



トベ・ヤンソン 1971年

2021.10.24